

令和7年4月に小学校・中学校新1年生となる児童生徒の保護者の皆様へ

しゅうがくえんじょひ しんにゅうがくじどうせいとがくようひんひ にゅうがくまえしきゅう 就学援助費(新入学児童生徒学用品費)入学前支給のお知らせ

申請期間:令和7年1月7日(火)～令和7年2月7日(金)

江田島市教育委員会

就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」について、小学校新1年生・中学校新1年生に対して、入学前に支給することができます。

1. 支給額・支給日

(1) 支給額(お一人につき)

- ・小学校入学予定 … 57,060円
- ・中学校入学予定 … 63,000円



(2) 支給日(予定) … 令和7年2月28日(金)

2. 申請方法

(1) 対象者: 次の①～③の要件の全てに該当する方

- ① 就学援助の認定要件に該当する方(事前に審査を行います。)
- ② 令和7年4月に江田島市立小・中学校に進学するお子様の保護者
- ③ 申請時と入学時(4月)に江田島市内に住所を有する方

※生活保護を受けている方は、生活保護費により入学準備金が支給されるため、対象外。

(2) 申請に必要な書類

- ① 就学援助費受給申請書
- ② 家族状況調書
- ③ ②の申請理由に係る証明書類

別紙「令和7年度就学援助事業のお知らせ」をご確認ください。

④ **新入学児童生徒学用品費入学前支給申請書**…市内小学校・江田島市 HP で入手可

(3) 申請書提出窓口・申請期間

	提出先	申請期間
小学校新1年生	入学予定の小学校	令和7年1月7日(火)～
中学校新1年生	現在(令和6年度)就学している小学校	令和7年2月7日(金)

※申請期間を過ぎてから申請をし、認定となった場合は、入学前の支給が難しい場合があります。

※令和7年4月8日(火)以降に申請した場合、支給が5月以降になる場合があります。

※給食費の振替をする口座に就学援助費の振込を行いますので、申請をする際には金融機関にて口座振替に係る手続きが必要です。

3. 申請から支給まで



3.Q&A

Q1 新入学学用品費（入学前支給）の認定を受けた場合、令和7年度の就学援助費（学用品費、給食費等）も支給してもらえますか？

A1 新入学学用品費の入学前支給の手続きには令和7年度の就学援助費の受給申請に必要な申請書類も含まれていますので、認定を受けた場合には新入学学用品費以外の就学援助費も支給されます。

Q2 入学前支給を希望しないのですが、令和7年4月以降に就学援助の申請をしても、新入学学用品費は支給してもらえますか？

A2 令和7年4月に認定を受けている場合は支給されます。ただし、5月以降の認定の場合、新入学学用品費は支給されませんので、新入学学用品費の支給を希望する場合は4月に就学援助の申請を行って下さい。

Q3 入学前に市外へ引っ越す予定です。この場合申請は可能ですか？

A3 入学前支給は江田島市に住所があり、令和7年4月に江田島市立小・中学校に入学するお子様の保護者が対象となります。入学前（令和7年4月1日まで）に転出予定のある方は対象外となるため、認定することが出来ません。入学前支給を希望される場合は、転出先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

【!注意していただきたいこと!】

- 新入学児童生徒学用品費入学前支給後、要件を満たさないことが判明した場合
→支給を受けた新入学児童生徒学用品費を全額返還していただきます。
- 令和7年4月1日までに他市区町村へ転居する予定がある場合
→入学前支給の申請はご遠慮ください。
- 他市区町で新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けている場合
→江田島市での支給はできません。